

株主優待制度の変更に関するお知らせ

この度、株主優待制度を一部変更することといたしましたのでお知らせいたします。

グループ優待券の電子化等（2026年5月下旬贈呈分より）

紙の冊子で発行しておりました「グループ優待券」につきまして、株主様の利便性向上、破損や紛失リスクの低減、環境への配慮等を目的として、電子化及び贈呈回数*の変更をいたします。

*贈呈回数は、年2回から年1回に変更いたしますが、1回あたりの贈呈内容を従来の2回分相当といたしますため、年間の贈呈内容に実質的な変更はございません。

1. 変更の内容

| | 今回分まで | | 2026年5月下旬贈呈分より |
|---------|--|---|---|
| グループ優待券 |  <ul style="list-style-type: none">紙クーポン年2回 贈呈 | ➔ |  <ul style="list-style-type: none">電子クーポン年1回 贈呈 |

| | 今回分まで | | 2026年5月下旬贈呈分より |
|-------------------------------------|---|---|---------------------------------|
| 株主優待乗車証 (阪急・阪神共通回数カード 及び全線パス) |  | ➔ | ・現行から変更なし (5月下旬、11月下旬の年2回贈呈) |

*保有する株式数に応じて贈呈しております。

2. 適用時期 2026年3月末基準日分(2026年5月下旬贈呈分)より適用します。

3. 電子化後のグループ優待のご利用方法

スマートフォン等の画面をご利用可能施設の窓口・レジ等で提示いただくことによりご利用いただけるようになります。詳しいご利用方法は2026年5月下旬にお届けいたします、株主優待乗車証に同封のお知らせをご覧ください。

長期保有優遇制度の新設等（2026年11月下旬贈呈分より）

株主通信等でもお知らせしておりますとおり、より多くの皆様に中長期にわたって継続的に保有いただくことを目的として、保有株式数区分の変更及び長期保有優遇制度を新設いたします。

1. 変更の内容

長期保有優遇制度の新設

継続保有期間1年以上かつ保有株式数400株以上の株主様*を対象に優待内容を拡充し、株主優待乗車証(阪急・阪神共通回数カード4回カード[4回乗車分])1枚を追加で贈呈いたします。

*3月末日、9月末日の当社株主名簿に同一株主番号で3回以上連続して400株以上の保有が確認される株主様。

保有株式数区分の変更

保有株式数区分を次の通り変更いたします。

| 2026年5月下旬贈呈分まで | | 2026年11月下旬贈呈分より | |
|----------------|---|-----------------|-----------------------|
| 保有株式数 | | 保有株式数 | 株主優待乗車証(阪急・阪神共通回数カード) |
| 200~479株 | ➔ | 200~399株 | 4回カード×1枚 |
| 480~999株 | | 400~999株 | 4回カード×3枚 |
| | | | グループ優待 |
| | | | 年1回 |
| | | | (5月下旬贈呈) |

*株主優待乗車証は、3月末、9月末時点の株主様に贈呈保有株式数区分に応じて贈呈いたします。

*継続保有期間1年以上かつ保有株式数400株以上の株主様には上記に追加して4回カード1枚を贈呈いたします。

2. 適用時期 2026年9月末基準日分(2026年11月下旬贈呈分)より適用します。

*長期保有優遇制度の初回適用については、2025年9月末日、2026年3月末日、2026年9月末日の当社株主名簿に、同一株主番号で連続して400株以上の保有が確認できる株主様が対象です。